

秋田県警察通信指令に関する訓令

平成22年秋田県警察本部訓令第9号
施行 平成23年4月1日

この訓令は、迅速かつ的確な初動警察活動を行うため、秋田県警察における通信指令に関し必要な事項を定めており、その内容は、

- 通信指令室における業務
- 110番通報等に対する措置
- 緊急事案に対する措置
- 警察署通信室における通信指令業務
- 通信指令室からの指令等に対する警察署通信室の措置
- 無線自動車等勤務員の運用

などである。

なお、平成23年4月1日付けで、生活安全部地域課通信指令室が生活安全部通信指令課に変更されることから、所属の名称等を一部改正している。